

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十五号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五三九人」を「二、五四二人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七二九人」を「四、七〇二人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。